


キャピタル・ニューワールド・ファンド

Aコース(米ドル売り円買い) Bコース(為替ヘッジなし)

追加型投信/内外/株式

販売会社および基準価額等に関するお問い合わせ先

 **フリーコール**
0120 - 411- 447 (営業日9~17時)

 **ホームページ**
capitalgroup.co.jp

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行なう「キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース/Bコース」の受益権の募集については、キャピタル・インターナショナル株式会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年12月17日に関東財務局長に提出しており、2020年12月18日にその届出の効力が生じております。
- 各ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページに掲載しております。請求目論見書には、投資信託約款の全文が記載されております。また、請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 各ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者のご意向を確認させていただきます。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法(平成18年法律第108号)に基づき分別管理されています。

委託会社

ファンドの運用の指図を行なう者

キャピタル・インターナショナル株式会社

金融商品取引業者登録番号:

関東財務局長(金商)第317号

設立年月日: 1986年3月1日

資本金額: 450百万円(2020年10月30日現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:

3,553億円(2020年10月30日現在)

受託会社

ファンドの財産の保管および管理を行なう者

三菱UFJ信託銀行株式会社

| ファンド略称 | 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|------------------|---------|--------|---------------|---------------------------|------|------------------|----------------------|-------|
| | 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 「Aコース(米ドル売り円買い)」 | 追加型 | 内外 | 株式 | その他資産 (投資信託証券 (株式)) | 年1回 | グローバル (日本を含む) | ファンド・ オブ・ ファンズ | なし |
| 「Bコース(為替ヘッジなし)」 | | | | | | | | |

※ ファンド名称・ファンド略称の「(米ドル売り円買い)」部分について: 実質的に米ドル売り円買いの為替取引を行ないませんが、保有する実質的な外貨建資産について対円での為替ヘッジを行なうことを目的としていません。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会のホームページ(www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1.ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

ファンドの特色

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、内外の投資信託証券(以下「投資対象ファンド」ということがあります。)に投資を行ない、実質的に世界各国の株式等へ分散投資をすることで信託財産の中長期的な成長を目指します。

投資対象ファンド

ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券 キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)／(クラスC)
…世界各国の株式等に投資を行ないます。

追加型証券投資信託 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定) … わが国の短期債券等に投資を行ないます。

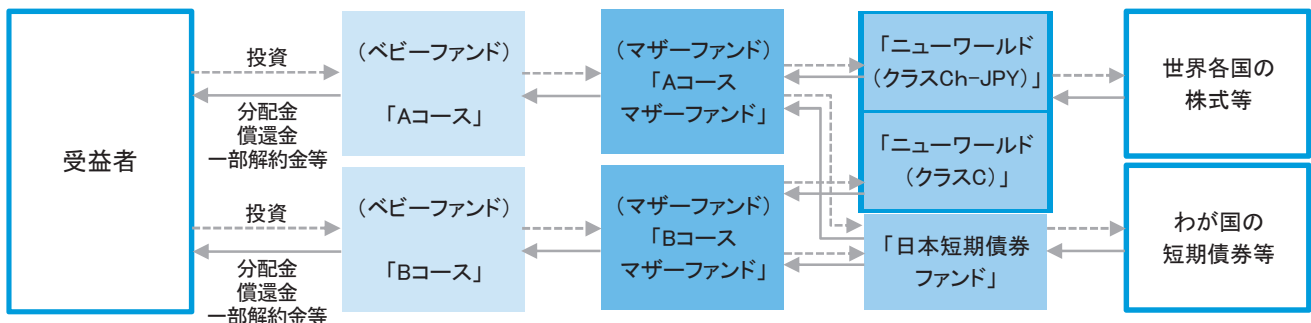
※ キャピタル・ニューワールド・ファンド A コース(米ドル売り円買い)の実質投資割合は、キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)(クラス Ch-JPY)を高位に維持することを基本とします。

※ キャピタル・ニューワールド・ファンド B コース(為替ヘッジなし)の実質投資割合は、キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)(クラス C)を高位に維持することを基本とします。

※ 実質的な投資対象ファンドの概要は、後記「5. 追加的記載事項 各コースの実質投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

投資形態 ファンド・オブ・ファンズ

-----▶ 投資を表します。
◀----- 損益を表します。



※ ファンドの名称は、略称で表示しています。ファンドの正式名称は、後記「5. 追加的記載事項 ファンドの名称について」をご覧ください。

- 2つのコースから選択できます。

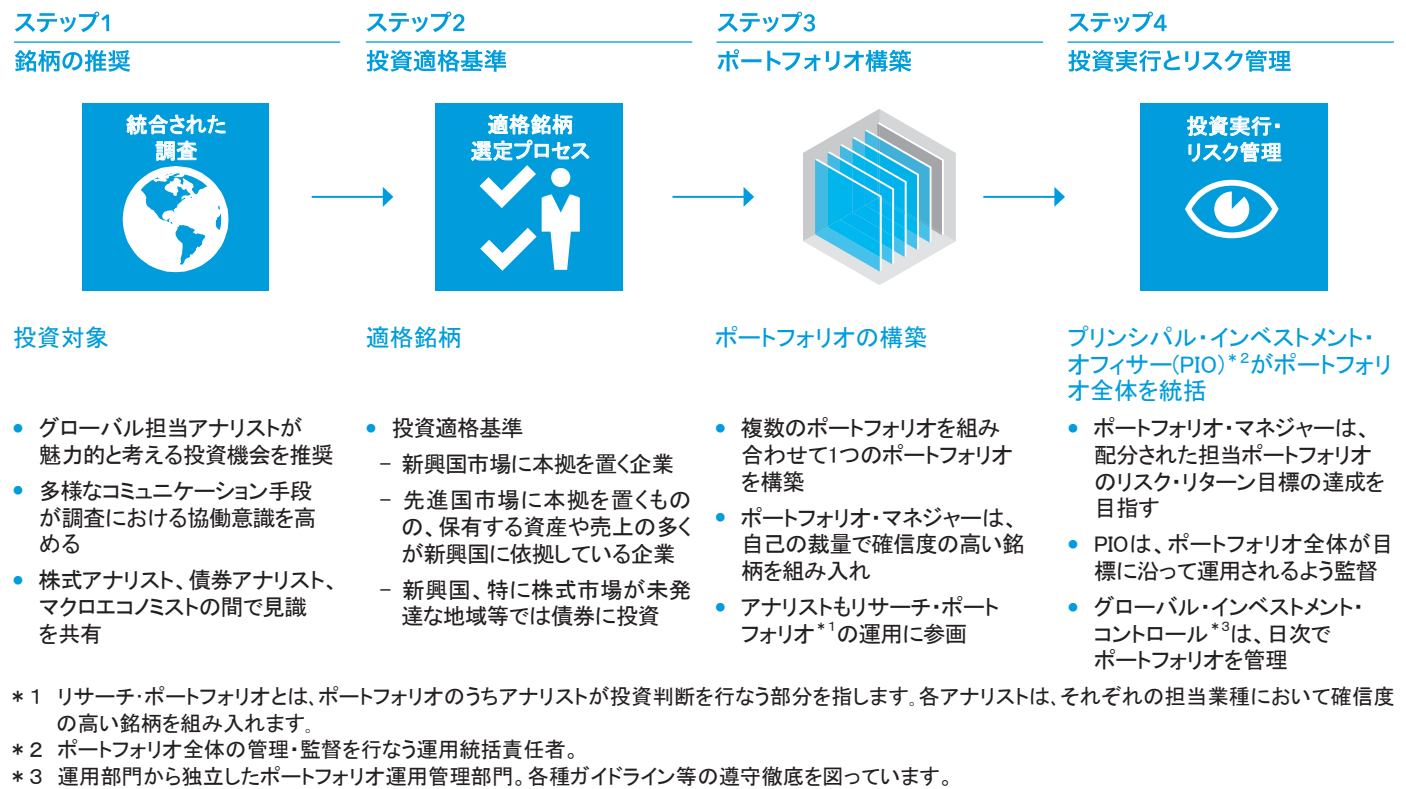
| | |
|--------|--|
| 「Aコース」 | 実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行なう「ニューワールド(クラス Ch-JPY)」に実質的に投資します。 |
| 「Bコース」 | 対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわない「ニューワールド(クラス C)」に実質的に投資します。 |

※「Aコース」「Bコース」間でスイッチングが可能です(販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券の運用の特色は以下のとおりです。

- 新興国の成長をとらえる企業の株式等を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- キャピタル・グループのグローバルな調査力・運用力を活用します。
- 複数のポートフォリオ・マネジャーが運用に携わることによって、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的に運用成果の獲得を目指します。

運用体制(運用プロセスの概念図)



- 「ニューワールド(クラスCh-JPY)」は、米ドル売り円買い^{*}の為替取引を行ないます。また、「ニューワールド(クラスC)」は原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行ないません。

^{*} 米ドル売り円買いとは、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行なうことをいいます。従って、保有する実質的な外貨建資産について対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行ないません。

主な投資制限

各コースの主な投資制限

- マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券への実質投資割合(マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。)には、制限を設けません。
- 株式への直接投資は、行ないません。
- 外貨建資産への直接投資は、行ないません。
- デリバティブの直接利用は、行ないません。

分配方針

各コースの分配方針

- 毎年9月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行ないます。
- 分配対象額の範囲は、諸経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は分配対象額の範囲で、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行なわないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

各ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて内外の投資信託証券に投資を行ない、値動きのある有価証券等に投資します。このため、各ファンドの基準価額は、実質的な組入有価証券等の値動き等により変動しますので、当該組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。各ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。
投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因は、次の各リスクに限定されるものではありません。

● 価格変動リスク

各ファンドが実質的に投資を行なう株式・債券等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業や債券等の発行体の業績や信用度、金利の変動、市場の需給関係等を反映して変動します。債券等には元利金の支払遅延および債務不履行等となるリスクもあります。各ファンドが実質的に投資している株式・債券等の価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、非投資適格格付けの債券については、投資適格格付けの債券と比較して、価格が大きく変動する可能性や債券の元利金の支払遅延および支払不履行等が生じるリスクが高いと想定されます。

● 為替変動リスク

「Aコース」が実質的に投資する「ニューワールド(クラスCh-JPY)」は、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないません。従って、当該外国投資信託証券が保有する実質的な米ドル建て資産については、為替変動の影響は低減されます(ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。)が、当該外国投資信託証券が保有する実質的な米ドル建て以外の資産については、米ドルに対する当該資産通貨の為替変動の影響を受けます。なお、為替取引を行なうにあたり取引コスト(「取引コスト」とは、為替取引を行なう通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差相当分収益が低下します。)がかかります。

「Bコース」が実質的に投資する「ニューワールド(クラスC)」は、原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわないため、為替変動リスクがあります。

新興国通貨の為替相場は短期間に大幅に変動することがあり、先進国通貨と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

これら為替変動の影響は、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

● 金利変動リスク

各ファンドが実質的に投資を行なう株式・債券等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基準価額が下落することがあります。経済環境にもよりますが、一般的に株式・債券等は金利が上昇した場合には価格が下落し、金利が低下した場合には価格が上昇する傾向にあり、基準価額の変動要因となります。ただし、その価格変動は経済情勢や企業業績動向等により異なり、また債券の場合には残存期間・発行条件等によっても異なります。

● 信用リスク

株式・債券等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、各ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

● デリバティブに関するリスク

各ファンドが実質的に投資する外国投資信託証券は、デリバティブとよばれる金融派生商品を売買することがあります。当該商品の取引相手の業績悪化(倒産に至る場合も含まれます。)等の影響により、予め定められた条件で取引が履行されない、取引の決済の際に反対売買ができない場合等には、ファンドの資産価値が減少し、各ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

• 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行なうことができない場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。

• カントリーリスク

投資対象としている国や地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。特に新興国や地域では、政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国と比較して大きくなる場合があります。

• スtockコネクトに関するリスク

各ファンドが実質的に投資する外国投資信託証券は、上海・香港相互株式取引制度および深セン・香港相互株式取引制度（以下「Stockコネクト」ということがあります。）を通じて中国のA株に投資する場合があります。Stockコネクトを通じた投資には、取引や決済に関する特有の制限で、意図した取引ができない場合や取引に特有の費用が課される場合、関係市場の休業日の違いやStockコネクトにおける取引停止により、中国本土市場の急変や株価の大幅な変動時に対応できない場合等には、ファンドの資産価値が減少し、各ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。なお、Stockコネクトは近年創設のため、投資者が不利益を被る大きな制度変更が行なわれる可能性があります。

その他の留意点

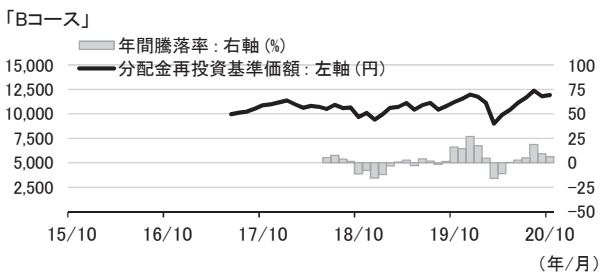
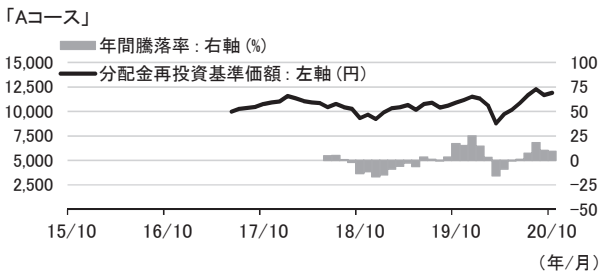
- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 各ファンドは、主要投資対象とするマザーファンド（マザーファンドの投資対象ファンドを含む。）が有するリスクを間接的に受けることとなります。
- 投資者の各ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。各ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針および運用計画等に基づくモニタリングを行ない、管理徹底を図っております。オペレーション部は、発注の適正な執行および決済を図り、管理徹底に努めております。なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。

リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- (注1) 年間騰落率は、2018年6月から2020年10月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。
- (注2) 分配金再投資基準価額は、設定日(2017年6月27日)を10,000として指数化しています。
- (注3) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本/円ベース)
新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)
※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

「日本株」の資産クラスはTOPIX(配当込み)を表示しております。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所((株)東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

「先進国株」の資産クラスはMSCIコクサイ・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)を表示しております。

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「新興国株」の資産クラスはMSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)を表示しております。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「日本国債」の資産クラスはNOMURA-BPI国債を表示しております。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行なわれる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

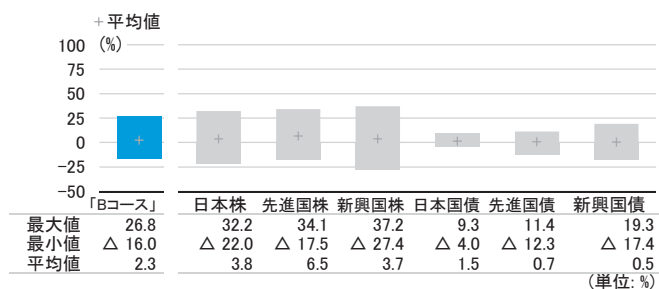
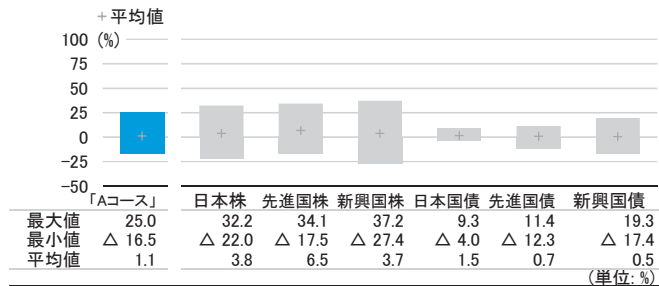
「先進国債」の資産クラスはFTSE世界国債インデックス(除く日本/円ベース)を表示しております。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「新興国債」の資産クラスはJPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)を表示しております。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2015年11月から2020年10月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- (注3) ファンドの騰落率は、2018年6月から2020年10月までの各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

3. 運用実績

2020年10月30日現在

基準価額・純資産の推移(設定～2020年10月30日)

「Aコース」



分配金の推移

| | | |
|-----|---------|----|
| 第4期 | 2020年9月 | 0円 |
| 第3期 | 2019年9月 | 0円 |
| 第2期 | 2018年9月 | 0円 |
| 第1期 | 2017年9月 | 0円 |
| | 設定来累計 | 0円 |

分配金は1万口当たり、税引前

「Bコース」



| | | |
|-----|---------|----|
| 第4期 | 2020年9月 | 0円 |
| 第3期 | 2019年9月 | 0円 |
| 第2期 | 2018年9月 | 0円 |
| 第1期 | 2017年9月 | 0円 |
| | 設定来累計 | 0円 |

分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況(2020年10月30日現在)

「Aコース」

<「Aコースマザーファンド」の主要な資産の状況>

| 順位 | 銘柄名 | 投資比率(%) |
|----|----------------------|---------|
| 1 | 「ニューワールド(クラスCh-JPY)」 | 99.87 |
| 2 | 「日本短期債券ファンド」 | 0.08 |

「Bコース」

<「Bコースマザーファンド」の主要な資産の状況>

| 順位 | 銘柄名 | 投資比率(%) |
|----|-----------------|---------|
| 1 | 「ニューワールド(クラスC)」 | 99.91 |
| 2 | 「日本短期債券ファンド」 | 0.05 |

<各コースが実質的に投資するキャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)の主要な資産の状況等>

(2020年10月30日現在)

上位10銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 国名/地域名 | 業種名 | 投資比率(%) |
|----|---------------------|--------|----------------|---------|
| 1 | Alibaba Group | 中国 | 一般消費財・サービス | 2.49 |
| 2 | Tencent | 中国 | コミュニケーション・サービス | 2.42 |
| 3 | Microsoft | 米国 | 情報技術 | 2.40 |
| 4 | Reliance Industries | インド | エネルギー | 2.33 |
| 5 | MercadoLibre | 米国 | 一般消費財・サービス | 2.03 |
| 6 | Kweichow Moutai | 中国 | 生活必需品 | 1.80 |
| 7 | TSMC | 台湾 | 情報技術 | 1.70 |
| 8 | Kotak Mahindra Bank | インド | 金融 | 1.64 |
| 9 | Facebook | 米国 | コミュニケーション・サービス | 1.54 |
| 10 | SEA | シンガポール | コミュニケーション・サービス | 1.40 |

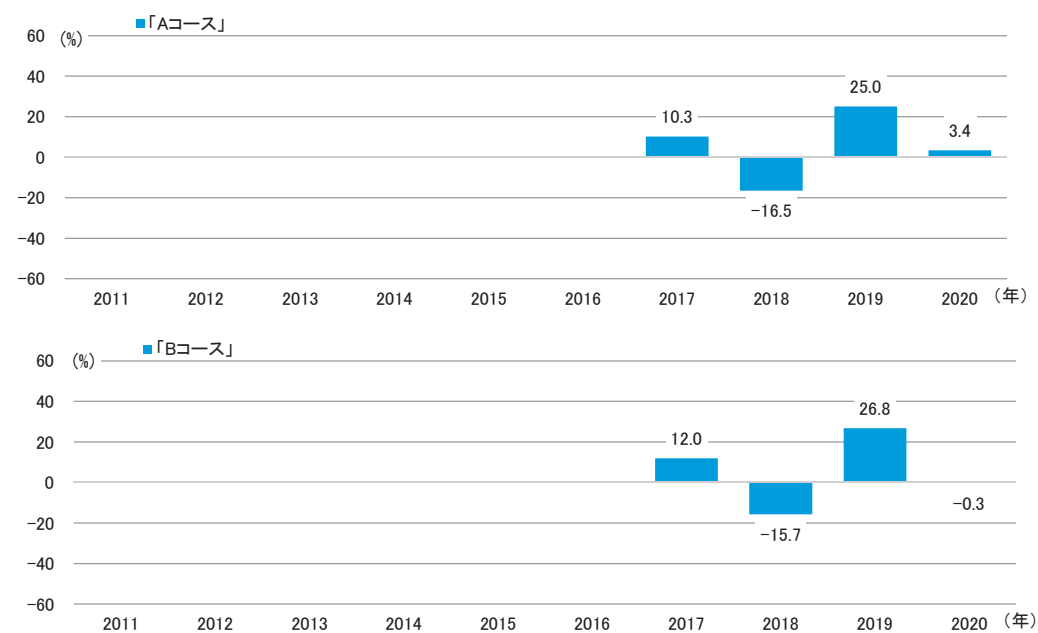
※ キャピタル・ニューワールド・マザーファンド(米ドル売り円買い)/(為替ヘッジなし)の主要投資対象であるルクセンブルク籍円建外国投資信託証券「キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)」の資産状況です。業種についてはGICS分類に基づいています。

| 資産別構成比率 | |
|---------|---------|
| 資産の種類 | 投資比率(%) |
| 株式 | 90.37 |
| 債券 | 3.16 |
| 現金・その他 | 6.47 |

| 国別構成比率 | |
|--------|---------|
| 国名 | 投資比率(%) |
| 米国 | 22.68 |
| 中国 | 18.42 |
| インド | 7.66 |
| ブラジル | 7.32 |
| フランス | 4.87 |
| その他国 | 32.58 |
| 現金・その他 | 6.47 |

| 通貨別構成比率 | |
|---------|---------|
| 通貨名 | 投資比率(%) |
| 米ドル | 37.02 |
| 香港ドル | 13.17 |
| ユーロ | 10.46 |
| インド・ルピー | 7.32 |
| 中国元 | 5.69 |
| その他通貨 | 19.87 |
| 現金・その他 | 6.47 |

年間収益率の推移



各ファンドにはベンチマークはありません。

各ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして算出。

2017年は設定日(2017年6月27日)から年末までの、2020年は年初から10月末までの収益率を表示。

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

| | |
|----------------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 購入代金 | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 原則、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として午後3時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 |
| 購入の申込期間 | 2020年12月18日～2021年12月16日 申込期間は、期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 申込不可日 | 委託会社のホームページ(capitalgroup.co.jp)に申込不可日を掲載します。 申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドの非営業日に当たる日です。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える換金を行なえません。また、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える換金のご請求に制限を設けること、または純資産総額に対し一定の比率を超える換金のご請求を制限する場合があります。 |
| 購入・換金等 申込受付の中止 及び取消し | 取引所等における取引の停止等、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を取消すことがあります。 |
| スイッチング | 「Aコース」「Bコース」間で、スイッチングを行なうことができます。 (販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。) |
| 信託期間 | 無期限(2017年6月27日設定) |
| 繰上償還 | 委託会社は、次に該当する場合には、受託会社と合意のうえ、各ファンドの信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 <ul style="list-style-type: none">各ファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口または各ファンドの純資産総額を合計した額が50億円を下回ったとき受益者のため有利であると認めるときやむを得ない事情が発生したとき |
| 決算日 | 毎年9月20日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年1回(9月)の決算時に原則として、分配方針に基づき分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により収益分配を行なわないことがあります。なお、分配金の再投資が可能です。 |
| 信託金の限度額 | 各コース 3,000億円 |
| 公告 | 日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 |

購入・換金等のお申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 販売会社にお問い合わせいただくか、手数料を記載した書面をご覧ください。なお、手数料率の上限は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に対して**3.3%(税抜3.00%)**です。

購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明、情報提供等、ならびに購入に関する事務コスト等の対価として、販売会社にお支払いいただく費用です。

信託財産留保額 ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬) 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して**年率1.727%(税抜1.57%)**の信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬は、日々計上され、各ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6か月の終了日および毎計算期末または信託終了のときに各ファンドから支払われ、その支払先への配分等は下記のとおりです。

信託報酬の支払先への配分および役務の内容、ならびに実質的な負担

| 信託報酬 | 年率1.727%(税抜1.57%) |
|-----------------------------------|--|
| 委託会社 | 年率0.80%(税抜) 委託した資金の運用等の対価として |
| 販売会社 | 年率0.75%(税抜) 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として |
| 受託会社 | 年率0.02%(税抜) 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価として |
| 投資対象とする外国投資信託 ^{*1} の信託報酬 | 年率0.00% |
| 投資対象とする国内投資信託 ^{*2} の信託報酬 | 年率0.007%程度 |
| 実質的な負担 ^{*3} | 年率1.734%程度(税込) |

- *1 「ニューワールド(クラスCh-JPY)」「ニューワールド(クラスC)」の投資顧問会社への報酬は、委託会社の報酬中より支払います。このため、当該ファンドに信託報酬はかかりませんが、下記「その他の費用・手数料」に表示するファンド管理費用が別途かかります。
- *2 「日本短期債券ファンド」は、年率0.143%(税抜0.13%)を上限とする信託報酬がかかりますが、当該ファンドの実質的な組入比率は低位を維持するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の算出にあたっては、年率0.007%程度と見込み、当該年率を表示しています。
- *3 各ファンドは他の投資信託証券を実質的な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めて受益者が実質的に負担する信託報酬の概算を表示していますが、投資対象ファンドの実質組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する実際の信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。

その他の費用・手数料

投資者が信託財産で間接的に負担するその他の費用・手数料は下記のとおりですが、これらの費用等は運用状況等により変動するものであり、その全てについては事前に料率、上限額を表示することができません。

| | |
|--------------------------------|--|
| 法定開示にかかる費用 | 年率0.05%以内(税込) 委託会社は下記イ、およびロ、に定める費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社はこれらの費用の合計額を予め合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社が受領できる下記イ、およびロ、に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6か月の終了日および毎計算期末または信託終了時に、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。 イ、信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。 ロ、信託財産に関する法定開示のための法定書類(有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類)の作成および印刷費用等は、受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁することができます。 |
| 資産管理費用 (カストディーフィー) | 保管銀行との契約により適正な価格が計上されます。 |
| 資金の借入に伴う借入金の利息および有価証券の借入に伴う品借料 | 借入先との契約により適正な価格が計上されます。 |
| 受託会社による資金の立替に伴う利息 | 受託会社との交渉により適正な価格が計上されます。 |
| 有価証券等の売買委託手数料等 | 投資対象ファンドの運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を記載することができません。 |
| 投資対象とする外国投資信託のファンド管理費用 | 投資対象ファンドとする外国投資信託の合計純資産額に対し、 上限年率0.15% |

※法定開示にかかる費用は毎計算期間の最初の6か月の終了日および毎計算期末または信託終了のときに各ファンドから支払われます。これら以外のその他の費用・手数料等は、そのつど信託財産から支払われます。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|--------------|----------------------|--|
| 分配時 | 所得税、復興特別所得税 及び地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時及び償還時 | 所得税、復興特別所得税 及び地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

- 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- 上記は、2020年10月30日現在のものです。2038年1月1日以降は20%となる予定です。
なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合
「NISA」および「ジュニアNISA」は、上場株式、公募株式投資信託等にかかる非課税制度です。「NISA」および「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5.追加的記載事項

各コースの実質投資対象ファンドの概要

| | |
|--------|---|
| ファンド名 | キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)／(クラスC) |
| 形態 | ルクセンブルク籍／円建／外国投資信託証券／会社型 |
| 投資対象 | 世界各国の株式等を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | <ul style="list-style-type: none">新興国に高い比重をおく企業の株式等を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。新興国に高い比重をおく非投資適格格付けの債券に投資することがあります。新興国市場の株式・債券の組入比率は、原則として純資産総額の35%以上とします。 ※上記の新興国とは、キャピタル・グループが、経済面等を総合的に勘案し、新興国と判断する国です。 「ニューワールド(クラスCh-JPY)」 <ul style="list-style-type: none">実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行いません。 「ニューワールド(クラスC)」 <ul style="list-style-type: none">原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行いません。 <ul style="list-style-type: none">市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none">純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。デリバティブ取引を行なう場合があります。ストックコネクを通じて中国のA株に投資する場合があります。 |
| 投資顧問会社 | キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー |

上記は、2020年10月30日現在のものであり、今後、投資顧問会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

| | |
|-------|---|
| ファンド名 | 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定) |
| 形態 | 追加型証券投資信託／契約型 |
| 投資対象 | 日本短期債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の公社債・金融商品に直接投資することがあります。 |
| 投資態度 | <ul style="list-style-type: none">日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資します。NOMURA-BPI短期インデックス*をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。 *NOMURA-BPI短期インデックスに関する知的財産権は、野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。日本短期債券マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 |

- 市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への投資は、行ないません。
- 有価証券先物取引等を行なうことができます。
- スワップ取引は、効率的な運用に資するため行なうことができます。

委託会社

三菱UFJ国際投信株式会社

上記は、2020年10月30日現在のものであり、今後、委託会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

ファンドの名称について

ファンドの名称は表に記載の正式名称または略称等で記載します。

| 正式名称 | 略称 |
|----------------------------------|----------------------------|
| キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース(米ドル売り円買い) | 「Aコース」 「Aコース(米ドル売り円買い)」 |
| キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース(為替ヘッジなし) | 「Bコース」 「Bコース(為替ヘッジなし)」 |

また、上記ファンドを総称して「キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース／Bコース」、各々を「ファンド」または「コース」という場合があります。

| 正式名称 | 略称 |
|---------------------------------|---------------|
| キャピタル・ニューワールド・マザーファンド(米ドル売り円買い) | 「Aコースマザーファンド」 |
| キャピタル・ニューワールド・マザーファンド(為替ヘッジなし) | 「Bコースマザーファンド」 |

また、上記ファンドを総称して「マザーファンド」、各々を「マザーファンド」という場合があります。

| 正式名称 | 略称 |
|---|----------------------|
| キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY) | 「ニューワールド(クラスCh-JPY)」 |
| キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)(クラスC) | 「ニューワールド(クラスC)」 |
| 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定) | 「日本短期債券ファンド」 |

また、上記ファンドを総称して「投資対象ファンド」という場合があります。